

金額の見直しが  
あります！

# 国民健康保険 から

## 70歳以上の方 高額療養費の自己負担限度額 8月から

高額療養費は、病院などに長期入院したり治療が長引いたりして、医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が支給されます。

区分 (外来は個人単位、外来＋入院は世帯単位)		1カ月の自己負担限度額	
		平成29年7月まで	平成29年8月から
現役並み所得者 (窓口負担3割の方)	外来	44,400円	57,600円
	外来＋入院	$(\text{医療費総額} - 267,000\text{円}) \times 0.01 + 80,100\text{円}$ ※1	
一般(現役並み所得者にも 市民税非課税世帯にも当て はまらない方)	外来	12,000円	14,000円 ※2
	外来＋入院	44,000円	57,600円 ※1
市民税非課税世帯	区分Ⅱ	外来	8,000円
		外来＋入院	24,600円
	区分Ⅰ	外来	8,000円
		外来＋入院	15,000円

※1  
高額療養費に該当した月数が直近12カ月間で3カ月以上あったときは、4カ月目から自己負担限度額がさらに引き下げられ、44,000円となります。

※2  
8月1日から翌年7月31日までの自己負担合計額の限度額は144,000円となります。

## 65歳以上の方 入院時生活療養標準負担額(居住費) 10月から (1日当たり)

療養病床に入院すると、医療費とは別に、食費と居住費を自己負担することになっており、入院時生活療養標準負担額は、入院の際に皆さんに負担していただく金額です。

区分	平成29年9月まで	平成29年10月から
以下のいずれにも該当しない方	320円	370円
指定難病患者を除く、厚生労働大臣が定める者	0円	200円
指定難病患者	0円	0円

### 加入脱退の届け出

国保に入るとき、またはやめるときは、14日以内に届け出をお願いします。  
なお、75歳になり、後期高齢者医療制度に移行となる方は、手続きの必要はありません。

#### 国保に入るとき

- 他の市区町村から転入したとき
- 職場の健康保険をやめたとき
- 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

#### 国保をやめるとき

- 他の市区町村へ転出するとき
- 職場の健康保険に入ったとき
- 職場の健康保険の被扶養者になったとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受け始めたとき

忘れて  
いませんか？

### 保険料の納付

納期限を過ぎても、まだ保険料を納めていない方は、至急納付してください。  
保険料の納付忘れを防ぐため、口座振替も利用できます。口座振替の手続きが簡単な、ペイジー(Pay-easy)口座振替受付サービスもありますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ先  
市国保医療助成課  
国保グループ